

平成29年度

改定保育所保育指針『解説書』研修会

開催要項

1. 趣 旨

国全体におよぶ待機児童の増加や地域のつながりの希薄化、子どもの貧困等、子どもの育ちを取り巻く環境は大きく変化しています。

その変化に対応できる保育の充実や地域における子育て支援の実施等において、保育士の専門性を活かした役割の発揮が、ますます求められています。

このような社会状況下、平成30年度に保育所保育指針が10年ぶりに改定、併せて幼保連携型認定こども園教育・保育要領も整合性をはかって改訂施行されることとなりました。

保育所保育指針は大臣告示であり、運営基準としての位置づけを有するとともに、保育所、保育士にとっては保育の拠り所となるものです。日常の保育を行う際、保育所保育指針の理解は必須です。

さらに、その解説を記した「保育所保育指針解説書」について学びを深めることは、保育所保育指針に基づいた保育の実践や、職員の資質・専門性の向上に資するものです。

本研修会は、改定された保育所保育指針解説書について、認定こども園教育・保育要領解説書との整合性についても踏まえながら、各章への理解を深め、さらなる保育の質の向上に寄与することを目的に開催します。

2. 期 日

平成30年 **1月24日**（水）

3. 会 場

東京ベイ幕張ホール（千葉県千葉市）

4. 対 象

保育所・認定こども園の長、保育所・認定こども園職員、行政関係者、学識者、その他保育・子育て関係者

5. 定 員

950名

6. 参 加 費

会員 **9,000** 円、会員でない方 **10,000** 円

7. 主 催

社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国保育協議会／全国保育士会

8. 実施主体

全国保育士会

9. 後援（予定）

厚生労働省、内閣府

10. 講義内容

時間	内容
8:30～9:20	受付
9:20～9:30	開会式
9:30～11:00 (90分)	<p>【テーマ】 「第1章 総則」を学ぶ</p> <p>【ねらい】 今般の改定で新たに保育所保育指針に明記された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目」や「保育所保育において育みたい資質・能力3項目」といった、幼児教育を行う施設として共有すべき事項について学びます。 併せて、上記を踏まえた保育の計画の作成とその評価の具体的手法を学び、保育所全体として一貫性を持った保育への取り組みについて考えます。 また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領との整合性についても理解を深めます。</p> <p>【講師】厚生労働省 子ども家庭局 保育課</p>
11:00～11:15	休憩
11:15～12:15 (60分)	<p>【テーマ】 「第2章 保育の内容」を学ぶ①</p> <p>【ねらい】 保育の内容について、年齢ごとに配慮すべき視点を踏まえたポイントを学び、保育所における具体的な保育内容について考えます。 とくに、乳児保育について、本改定で新たに記載された「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものと関わり感性が育つ」といった3つの視点や、1・2歳児の保育の視点について理解を深めます。</p> <p>【講師】厚生労働省 子ども家庭局 保育課</p>
12:15～13:00	昼食
13:00～14:00 (60分)	<p>【テーマ】 「第2章 保育の内容」を学ぶ②</p> <p>【ねらい】 保育の内容について、とくに、3歳以上の保育のねらい及び内容について、5領域の視点からの保育の内容、新設された内容の取扱いなどについて学びます。 併せて、保育の実施にかかわる配慮事項および家庭や地域、小学校との連携について学びます。</p> <p>【講師】厚生労働省 子ども家庭局 保育課</p>
14:00～15:00 (60分)	<p>【テーマ】 「第3章 健康及び安全」を学ぶ</p> <p>【ねらい】 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、保育中の事故防止の取り組みをはじめとして、食育の増進や虐待への対応等、子どもの健康及び安全の確保のための方法を学びます。 また、災害への備えに、職員全体でどう取り組んでいくべきかを考えます。</p> <p>【講師】厚生労働省 子ども家庭局 保育課</p>
15:00～15:15	休憩
15:15～16:15 (60分)	<p>【テーマ】 「第4章 子育て支援」を学ぶ</p> <p>【ねらい】 保育所を利用している保護者に対する子育て支援、地域の保護者等に対する子育て支援、それぞれの手法を学びます。 また、保育士の専門性および、保育所・認定こども園の特性を活かした子育て支援について考えます。</p> <p>【講師】厚生労働省 子ども家庭局 保育課</p>
16:15～16:25	休憩
16:25～17:25 (60分)	<p>【テーマ】 「第5章 職員の資質向上」を学ぶ</p> <p>【ねらい】 保育士のキャリアアップを見据えた体系的な研修計画の作成や組織的研修成果の活用について学び、保育所全体として保育実践の質向上につなげていくための手法について考えます。</p> <p>【講師】厚生労働省 子ども家庭局 保育課</p>
17:25	終了

各講義時間、休憩時間は予定であり、今後変更する可能性があります（開始・終了時刻は、上図のとおりです）。

平成 29 年度 改定保育所保育指針『解説書』研修会

【参加・宿泊・昼食のご案内】

1. 参加費 会員 9,000 円 会員でない方 10,000 円

2. 会場・宿泊等のご案内 研修会場：東京ベイ幕張ホール 2 階「幕張ホール」
〒261-0021 千葉県千葉市美浜区ひび野 2-3 TEL:043-296-1112 FAX:043-296-1512

【宿泊設定日】平成 30 年 1 月 23 日(火)/前泊、1 月 24 日(水)/後泊

※最少催行人員 1 名。添乗員は同行いたしません。別途旅行条件書をご覧の上お申込みください。

※当研修会の宿泊は、全国保育士会様からの業務委託に基づく東武トップツアーズ(株)の募集型企画旅行となります。

【宿泊施設】(1泊朝食付税・サービス料込)

宿泊ホテル名	部屋タイプ	宿泊料金	ホテル記号	所在地
アパホテル&リゾート幕張<東京ベイ幕張>	シングル	13,000 円	A S	〒261-0021 千葉県千葉市美浜区ひび野 2-3 JR 京葉線「海浜幕張駅」から徒歩 7 分 ※研修会会場
	ツイン(2名利用)	8,500 円 (2名利用時の1名様分)	A T	
ホテルニューオータニ幕張	ツイン(1名利用)	19,800 円	B S	〒261-0021 千葉県千葉市美浜区ひび野 2-120-3 JR 京葉線「海浜幕張駅」から徒歩 5 分 ※研修会会場隣接
	ツイン(2名利用)	12,000 円 (2名利用時の1名様分)	B T	
ホテルグリーンタワー幕張	シングル	13,800 円	C	〒261-0021 千葉県千葉市美浜区ひび野 2-10-3 JR 京葉線「海浜幕張駅」から徒歩 3 分 ※研修会会場より徒歩約 5 分
ホテルフランス	シングル	12,800 円	D	〒261-0021 千葉県千葉市美浜区ひび野 2-10-2 JR 京葉線「海浜幕張駅」から徒歩 4 分 ※研修会会場より徒歩約 4 分

※ツインルーム(2名1室)は同室希望者がいらっしゃる場合のみお受けいたしますのでご了承ください。

※宿泊施設部屋数に限りがございますので、先着順の受付といたします。あらかじめご承知ください。

3. 昼食のご案内 ●お弁当 1,500 円(パック茶付)税込

ご昼食を会場内でお召し上がりいただけるようご用意いたしましたので、ご利用いただければ幸いに存じます。
なお、外部からの食べ物(お弁当等)は会場内への持込をご遠慮頂いておりますので、あらかじめご承知願います。

4. 申込み手続きのご案内

別紙「申込み書」にご記入の上、FAXにてお申込みください。※参加費及びお弁当は旅行契約には該当しません。

●参加申込み締切日 12月22日(金) ※定員になり次第、締切とさせていただきます。

お申込みの内容に基づき、参加券、請求書、宿泊券等を開催の約 10 日前までに送付いたします。

費用につきましては請求書記載の弊社口座へ、支払い期限までにお振込みください。

5. 変更・取消について

お申込み後の変更及び取消は申込書の控えに上書きし、FAXにてご連絡ください。

参加費送金後に取消をされた場合、参加費のご返金はいたしません。資料の発送をもって代えさせていただきますのでご了承ください。

宿泊・食事等の費用につきましては参加費と別に下記取消料がかかりますのであらかじめご承知ください(取消料は宿泊日の前日より起算します)。

種別	14日前～8日前まで	7～2日前まで	前日	当日	宿泊開始後または無連絡不参加
宿泊	20%	30%	40%	50%	100%
昼食	無料	30%			100%

※宿泊について、当日 12時までに連絡が無い場合、無連絡不参加として 100%の取消料を申し受けます。

※宿泊の取消料は 1泊ごとに適用いたします。

【お申込み・お問合せ先】(旅行企画・実施)

東武トップツアーズ(株)東京国際事業部 担当：内田・遠藤・川見
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-5-25 西新宿木村屋ビルディング 16F
TEL 03-5348-3897 FAX 03-5348-3799 営業日 平日 9:30～18:30 ※土・日・祝日休業
観光庁長官登録旅行業第 38 号 JATA 正会員・ボンド保証会員・旅行業公正取引協議会会員
総合旅行業務取扱管理者：小熊 浩司

社内承認番号【客国 17-440】

旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社東京国際事業部（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。

(2) 所定の申込書によりお申込みください。

(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

(4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、「参加・宿泊・昼食のご案内」の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3、旅行代金に含まれるもの

「参加・宿泊・昼食のご案内」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

4、旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。

(2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

5、旅行契約の解除

(1) お客様は、「参加・宿泊・昼食のご案内」記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。

(2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

(3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6、旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

7、当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）

(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

8、旅程保証

(1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶発的な外来の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

10、お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。

(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11、個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のため

に利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

(2) 当社は、本項(1)の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号並びに搭乗される航空便名等、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

(3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

(5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

12、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

13、その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
(2) この旅行条件・旅行代金は29年9月1日現在を基準としております。

●お申込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号



東京国際事業部

東京都新宿区西新宿 7-5-25

電話番号 03-5348-3500 FAX 番号 03-5348-3799

営業日：月～金（平日） 営業時間：09:30～18:30

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

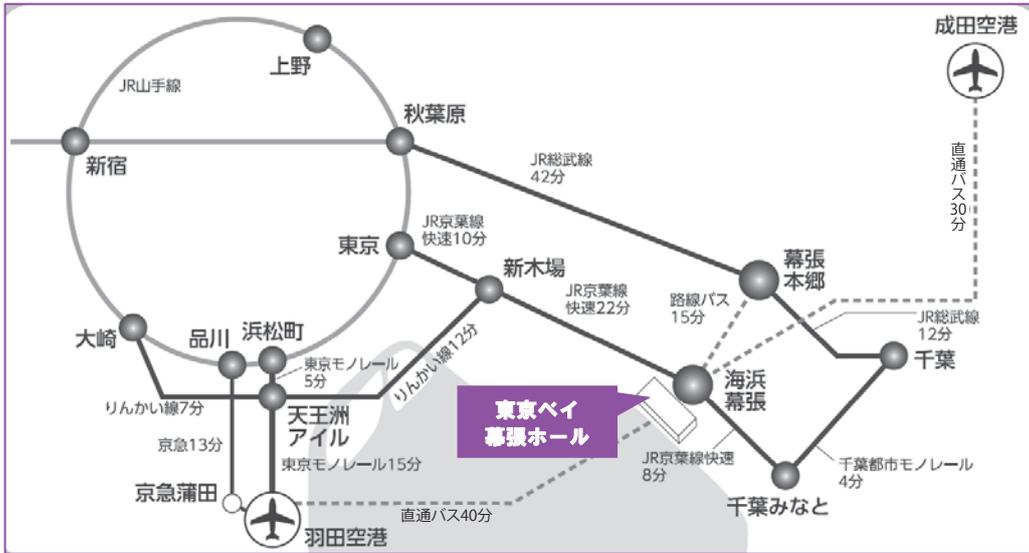
総合旅行業務取扱管理者：小熊 浩司

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

(H29.6版)

東京ベイ幕張ホール 地図

東京ベイ幕張ホール 千葉県千葉市美浜区ひび野2-3 アパホテル&リゾート東京ベイ幕張 内 TEL. 043-296-1112
【海浜幕張駅（会場最寄駅）までのアクセス】



〈航空機利用の場合〉

各地から航空機利用の場合は羽田空港が便利です。また便数は少ないですが、成田空港も利用可能です。それぞれの空港から海浜幕張駅までの直通バスがあります（約1時間に1便）。

- 羽田空港～海浜幕張駅-----バス代金：1,120円 所要時間：約40分
- 成田空港～海浜幕張駅-----バス代金：1,100円 所要時間：約30分

〈JR利用の場合〉

各地からJR利用（新幹線など）の場合は東京駅までお越しいただき、京葉線にご乗車後、海浜幕張駅にて下車ください。

- 東京駅～海浜幕張駅（京葉線快速利用）-----所要時間：約30分

〈自動車または貸切バス利用の場合〉

自動車または貸切バス利用の場合は「東関東自動車道・湾岸習志野I.C.」、または「京葉道路・幕張I.C.」をご利用ください。（東京方面からの場合）

- 箱崎～湾岸習志野I.C.（東関東自動車道利用）／箱崎～幕張I.C.（京葉道路利用）-----所要時間：約40分
- 湾岸習志野I.C.（東関東自動車道）～幕張メッセ・東京ベイ幕張ホール-----所要時間：約10分
- 幕張I.C.（京葉道路）～幕張メッセ・東京ベイ幕張ホール-----所要時間：約10分

【海浜幕張駅（会場最寄駅）から東京ベイ幕張ホールまでのアクセス】

路線バス（幕1）

- 乗り場：JR海浜幕張駅北口
- 料 金：100円
- 所要時間：6分（バス2分、バス停から会場まで徒歩4分）
- 降車停留所：幕張メッセ（東口）

タクシー

- 乗り場：JR海浜幕張駅南口
- 料 金：730円～820円
- 所要時間：3分（750m）

徒歩

- JR海浜幕張駅より10分（850m）
- 雨天時：部分的に屋根あり（850mのうち630m）

